

主 文
本件控訴を棄却する。 由
理

(控訴趣意)

本件控訴趣意は、検察官提出の控訴趣意書(釈明書を含む。)記載の通りであり、これに対する答弁は、弁護人坂本修、同上田誠吉、同真部勉連名の答弁書記載の通りであるから、これを引用する。(当裁判所の判断)

本件公訴事実は、「被告人らは、いずれも、所轄警察署長の許可を受けないのに、昭和三十七年五月四日午前八時頃から同八時三十分頃までの間、東京都千代田区a町b丁目c番地国鉄A線B駅C口前の交通のひんぱんな道路において、D党E委員F、G事務所発行の『H』と題する印刷物及び『I』と題する印刷物をそれぞれ検察官は道路交通法第七十七条第一項第四号一九条第一項第一二号東京都道路交通規則第一四条第八号を挙げたのに対し、原判決は、「被告人らが、それぞれ、右日時場所において、通行人に對し右題名の印刷物を交付したこと、被告人らが、いずれも右交付行為につき事前に所轄警察署長の許可を受けていないことが認められ、更に、当該場所は、国電B駅C口前とJ店との間の歩車道の区別のない幅員一・三米の道路であつて、右日時場所における交通の状況は、同駅に電車が停車する都度の降車した相当数の通勤者が日比谷方面に向つて同道路を横断して通行し去り、次の電車が到着するまでの数分は人の交通が閑散になるという状態が繰り返されるほか、通勤者以外の一般歩行者及び自動車の通行は極めて少ない状況であり、また、右C口は同駅の主要出入口ではないので通常国電主要駅の出入口付近にみられるような乗降者による混雑は全くみられないことが認められるが、その交通の状況を総合し他の一般道路との比較において観察すると、同所は社会通念上いわゆる『交通のひんぱんな道路』に該当するといふべきであつて、一応右公訴にかかると認められる外、事実を認るし得るといふことができ、それは一見東京都道路交通規則第一四条第八号に掲げる行為に該当するかのようである」としたが、他方、「法第七十七条第一項第四号の規定の内容に徴して明らかなように、法は公安委員会において道路または交通の状況によつて危険の防止、交通の安全、または円滑のため必要と認められるものをすべし可事項として規制し得るとしたものでなく、さらに当該行為が社会通念上一般的にみ質内容をもつ類型のものであるか、またはロケーションのよう道路に人が集まる状態を招いて一般交通に著しい影響を及ぼすような性質内容をもつ類型のもの、換言すれば、行為の性質上一般交通に著しい影響を及ぼすことが通常予測し得られる行為類型に属すると認められるもので、それが祭礼行事やロケーション、更には法第七十七条第一項第一号ないし第三号に規定する行為に匹敵するものにその範囲を限定して委任したものであることが明らかなのであるから、そもそも、公安委員会が右委任に基いて規則に定めるべき要許事項に、右類型に該当しないものまでを含ましめることは、右委任の範囲を超えるものとして許されないといふべきであらう。ところで、……『物の交付』といふことの概念は甚だ包括的であつてそれ自身から定型的に一般交通に対する影響の程度を判然と考えることが困難であつて、それが多数集団によつてなされる等の場合においてあるいは一般交通に著しい影響を及ぼすとみられる場合があるとしても、その態様方法のいかんを問はずして一般交通に著しい影響を及ぼす性質内容をもつていふことはできない。そこで……規則にいう『物の交付』とは、それに限定を加え、社会通念上一般にその態様方法からみて法の掲げている前示要件(類型)を充しているものと認められる範囲内の物の交付行為をいふのであつて、右の類型に当らない行為までを含ましめていふものではないといふべきであり、従つて規則の右条項部分はこの『交通のひんぱんな道路において』、『一般交通に著しい影響を及ぼすような形態若しくは方法により物を交付すること』というように態様上の限定を加えて解すべきものである。……ところで、規則にいう『物の交付』を前述したような限定を付して解釈すべきであることを前提とすると、一人または少数のものが、人の通行の状況に依りその妨害を避けるためいつでも移動し得る状態において、通行人に印刷物を交付する行為のようなものは、その態様方法において社会通念上一般に一般交通に著しい影響を及ぼす行為類型に該当するものとはいはれないところである。……『交通のひんぱんな道路』という文言を人及び車馬の雑踏する、あるいはそれに近い交通のひんぱんな度の高い道路というように解するのであれば、交通のひんぱんな道路であるとはいふものの、通常の、言いかえれば、本件において認定した程度の交

い程度であることが認められ、同所が社会通念上いわゆる交通のひんぱんな道路に該当することは原判決の認定する通りであるとしても、右証拠により認められる被告らのは、前記B駅C口前とJ店との間の道路にほか二名の女性と通行者（本件印刷物）を、通行者が来るのを待つて、前を通ればそのまま、後を通れば後を向いて、ときには接近して行つて手渡す、いないという人に無理に持つて行けということはない、もらう人はちよつと立止まる恰好にないから後から来る人が若干歩調をゆするめる、いない人は出されたビラにさわらないように身体を左右に向けて通り過ぎる、又道路の方向に進む通行人は被告人らが立つているところを避けて通つたのか、自動車が一時的に停車し若しくは左に寄つて進行していつたものがあるとかいふのであつて、これを前述の同所における当時の交通状況に照らして考えると、被告人らのは本件印刷物の交付が、一般交通にある程度の影響を及ぼしたことはこれを否定できないにしても、前述の意味での一般交通に著しい影響を及ぼすおそれがあつたとは認め難く、他に右認定を左右すべき信ずるに足る証拠はない（原判決が、「一人または少数のものが、人の通行の状況に依りその妨害を避けるためいつでも移動し得る状態において、通行人に印刷物を交付する行為のようものは、その態様、方法において、社会通念上一般に、一般交通に著しい影響を及ぼす行為類型に該当するものとはいひ難い」とし、これを前提として被告人らのは本件印刷物の交付行為はその態様、方法に照らし右行為類型に当らないとしたのも、結局同旨に出たものとして理解することができる。なお、検察官は、本件印刷物交付の具体的内容が原示の通りであることを認めながら、証拠により現に相当の交通妨害の結果を発生せしめたことが認められるとし、右の状況からするならば、本件において被告人らの行為は現に一般交通に著しい影響を及ぼしたものとはいへないとしても、これより交通量が若干増加するなどの条件が加われば、一般交通に著しい影響を及ぼす結果が発生することは十分に認められると主張するけれども、前認定の本件印刷物交付の方法ならびに同所における当時の交通状況にかんがみ、一般交通に著しい影響を及ぼすことが通常予測し得られるほどの条件が達成される状況にあつたとは証拠上これを認めることはできない。）。してみれば、被告人らのは本件印刷物の交付は法第七七条第一項第四号所定の要許可行為に該当するものとはいへない。したがつて被告人らのは本件所為はいずれも罪とならないものとして被告人らには無罪の言渡をした原判決には、何ら所論の法令の解釈を誤つた違法は認められず、本件控訴は理由がないから、刑事訴訟法第三九六条により主文の通り判決する。

（裁判長判事 足立進 判事 栗本一夫 判事 浅野豊秀）